

第1回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月27日 午後3時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議席議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(1件)
 - 日程第4 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
(所有権移転5件、賃貸借4件)
 - 日程第5 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4 出席
委員

1番 鷺見幸生 2番 杉本道哉 3番 川端 敦
4番 田中昭一 5番 高橋 智 6番 森長正徳
8番 佐藤弘之 9番 河端英利 10番 松田一博
11番 橋口善一郎 12番 青山佳代子 13番 山田正人
14番 中道雅彦 15番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平 主査 鈴木 渉

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席願ひします。

局長 ただいまから、令和8年第1回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひいたします。

議長 本日招集いたしました令和8年第1回由仁町農業委員会総
会の出席者は14名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第1回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
9番 河端委員、10番 松田委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定について、おはかりいたしま
す。
本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 日程第3、議案第1号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

本件は、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

議案の2ページをお開き願います。

本件は1件で、農地売買等支援事業の一時貸付タイプとして、北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、由仁町長が本事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになっております。

1番ですが、土地の所在は伏見216-1の1筆の畑で、面積は24,677㎡です。

あっせん申出者は、古山自治区の■■■■氏です。

本件は1月8日開催の農地あっせん調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、東三川自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料の1ページをお開き願います。

農地は、伏見地区の町道薫りの丘線の西側にある農地であっせん申出地②の白線で囲まれた農地です。

主査 公社買取価格については、10a あたり ■■■■■円で、金額が ■■■■■円です。

なお、あっせん申出地①については、公社事業の即売りタイプになりますので、このあとの議案第2号でご説明いたします。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

(内容説明)

議案第2号について、ご説明いたします。

議案の4ページをお開き願います。

本件は、所有権移転が5件、賃貸借が4件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、所有権移転が2月5日と16日、賃貸借が2月16日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1番から3番については、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

1番ですが、土地の所在は光栄80-2から92-1までの3筆の田で、合計面積は26,707㎡、売買価格は■■■■■■円です。

譲受人は、下古山自治区の■■■■氏で、令和4年度の5年貸付事業です。

2番ですが、土地の所在は東三川1391、1395の2筆の田で、合計面積は37,681㎡、売買価格は■■■■■■円です。

譲受人は、東三川自治区の■■■■で、令和5年度の5年貸付事業です。

以上で議案第2号の1番と2番の説明を終わります。

議長 議案第2号の1番と2番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の1番と2番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の1番と2番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで、会議規則第10条の規定に基づき [REDACTED]
には退席していただき、議案第2号の3番に係る議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第2号の3番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 3番ですが、土地の所在は光栄72-1から98-1までの3筆の田で、合計面積は67,433㎡、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、下古山自治区の [REDACTED] 氏で、令和4年度の5年貸付事業です。

以上で議案第2号の3番の説明を終わります。

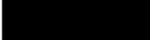
議長 議案第2号の3番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

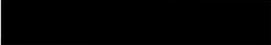
各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の3番については、農用地利用集積等促進計画
のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の3番は、原案のとおり決定いたしま
した。

議長 議案第2号の3番は、原案のとおり決定いたしましたの
で、に報告します。

議長 ここで、会議規則第10条の規定に基づき 
には退席していただき、議案第2号の4番に係る議事を進め
させていただきます。

議長 それでは議案第2号の4番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 4番ですが、先月12月の総会で決定し、公社が買入れを
行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。
土地の所在は山榊17-1、18-1の2筆の田で、合計面積は
39,137 m²です。
売買価格は、円で、譲渡人は古川自治区の
氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は同じ古川自治区の氏です。
以上で議案第2号の4番の説明を終わります。

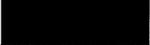
議長 議案第2号の4番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

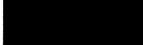
議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の4番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の4番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号の4番は、原案のとおり決定いたしましたので、に報告します。

議長 それでは議案第2号の5番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 5番ですが、1月8日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。
土地の所在は伏見215-1の1筆の畑で、面積は、2,081㎡です。
売買価格は、円で、公社事業の即売りタイプになります。
譲渡人は古山自治区の氏、譲受人は東三川自治区の氏です。

議案資料の1ページをお開き願います。
農地は、伏見地区の町道薫りの丘線の西側にある農地であっせん申出地①の白線で囲まれた農地です。
売買価格は、10aあたり円です。

議案の5ページをお開き願います。
6番以降については、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものでございます。

主査

6番ですが、土地の所在は古山351-1から356-3までの7筆の田と1筆の畑で、合計面積は40,513㎡です。

賃貸借期間は、令和12年12月31日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古山自治区の■■■■氏で新規の案件です。

7番ですが、土地の所在は古山1250-1から1323-2までの9筆の畑で、合計面積は45,218㎡です。

賃貸借期間は、令和12年12月31日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古山自治区の■■■■氏で新規の案件です。

8番ですが、土地の所在は本三川100から102までの3筆の田で、合計面積は37,865㎡です。

賃貸借期間は、令和12年12月31日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の本三川自治区の■■■■氏で新規の案件です。

9番ですが、土地の所在は川端2291から2293までの3筆の田で、合計面積は39,547㎡です。

賃貸借期間は、令和12年12月31日までの5年間で、賃貸借料は、年間■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の川端自治区の■■■■氏で新規の案件です。

以上で議案第2号の5番から9番の説明を終わります。

議長

議案第2号の5番から9番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号の5番から9番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の5番から9番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第3号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』
由仁町農業委員会は、農地制度の適正執行等、公正・公平な職務遂行について、法令遵守の徹底を図るため、次のとおり決議するものでございます。

 (内容説明)

局長 こちらは、農地転用に係る収賄や虚偽の申請等を行う農業委員の不祥事が過去に連続して発生したため、その年の全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を毎年度1回以上行うこととなったものです。
議案の7ページをお開き願います。
決議内容について、読み上げます。

 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせ、決議する。

局長

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年1月27日 由仁町農業委員会

以上になります。

ただ今、読み上げました決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくうえで、由仁町農業委員会として法令遵守の徹底を図っていくものといたします。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長

議案第3号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。決議のとおり皆様、法令遵守を徹底するようよろしくお願い致します。

議長

おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 15 時 30 分)

議事録署名委員

9 番 河端 英利 

10 番 松田 一博 